

名古屋市公報	令和 2年 8月 5日 第64号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人

目次	ページ
告 示	
○ 大曽根北土地区画整理審議会委員の選挙期日 (住都・大曽根北・筒井都市整備事務所) (第454号)	3
○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第455号)	4
○ 名古屋市青少年交流プラザ(分館を除く。)の臨時開館の一部改正について (子青・青少年家庭課) (第456号)	5
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第457号)	6
○ 環境影響評価の対象事業の実施の引継ぎの届出について (環境・地域環境対策課) (第458号)	7
○ 事後調査結果中間報告書(工事中)について (環境・地域環境対策課) (第459号)	9
○ 事後調査結果中間報告書(工事中)について (環境・地域環境対策課) (第460号)	11
○ 財政事情及び公営企業の業務状況の公表 (財政・財政課) (第461号)	14
上 下 水 道 局 管 理 規 程	
○ 名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程及び名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の一部改正 (第28号)	17
○ 名古屋市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部改正 (第29号)	19
交 通 局 告 示	
○ 「地下迷宮に眠る謎2020」専用バス・地下鉄全線一日乗車券の発売について (第6号)	21
○ 料金等徴収事務の委託についての一部改正について (第7号)	23
公 告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経済・地域商業課)	24
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告 (上下水・営業課)	27
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告 (上下水・営業課)	28

名古屋市告示第 454号

大曾根北土地区画整理審議会委員の選挙期日

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により、名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理審議会委員の選挙期日を次のとおり定めました。

令和 2年 7月29日

名古屋市長 河 村 た か し

選挙期日 令和 2年11月 1日

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 455号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 2年 7月29日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成26年 4月30日 26指令住開指第16号	（第 6工区） 名古屋市天白区久方二 丁目12番 2外 4筆及び 12番 1の一部並びに久 方三丁目 150番外 1筆	名古屋市天白区久方二丁 目12番地 1 学校法人トヨタ学園 理事長 増田義彦
平成30年10月 9日 30指令住開指第 134号	名古屋市天白区八幡山 1223番 2外 2筆	名古屋市天白区八幡山 1315番地 伊藤 敬
令和元年10月 7日 31指令住開指第 150号	名古屋市港区七島一丁 目 153番	名古屋市港区西福田四丁 目 208番地 S t e l l a C o u r t Ⅱ 102号 川津祥裕 川津友希

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 456号

名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）の臨時開館の一部改正について

令和 2年名古屋市告示第 214号（名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）の臨時開館について）の一部を次のように改正します。

令和 2年 7月30日

名古屋市長 河 村 た か し

「令和 2年 8月11日（火）
第 2項中 令和 2年 8月17日（月）を「令和 2年 8月 3日（月）に改め
令和 2年 8月24日（月）を 令和 2年 8月11日（火）」
令和 2年 8月31日（月）」

る。

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市告示第 457号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 2年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中川区富川町 3丁目 1番 3の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第458号

環境影響評価の対象事業の実施の引継ぎの届出について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号。以下「条例」という。）第32条第1項の規定に基づき、令和2年7月17日付けで事業者からLEGOLAND JAPANの実施を他の者に引き継いだ旨の届出がありましたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和2年7月31日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
Merlin Entertainments Group Limited
CEO Nick Varney
3 Market Close, Poole, Dorset, UK
- 2 対象事業の名称及び種類
LEGOLAND JAPAN
レクリエーション施設の建設
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市港区金城ふ頭二丁目7番地の一部
- 4 条例第32条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
対象事業の実施を他の者に引き継いだため、同項第3号に該当
- 5 新たに事業者となった者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
LEGOLAND Japan株式会社
代表取締役 トーベン・イェンセン
名古屋市港区金城ふ頭二丁目2番地の1

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第459号

事後調査結果中間報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第2項の規定に基づき、事業者からLEGOLAND JAPANに係る事後調査結果中間報告書（工事中）（その2）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和2年7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

LEGOLAND J a p a n株式会社

代表取締役 トーベン・イェンセン

名古屋市港区金城ふ頭二丁目2番地の1

2 対象事業の名称及び種類

LEGOLAND J A P A N

レクリエーション施設の建設

3 対象事業の実施予定地

名古屋市港区金城ふ頭二丁目7番地の一部

4 事後調査結果中間報告書の提出年月日

令和2年7月17日（金）

5 事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

(2) 縦覧期間

令和 2 年 7 月 31 日 (金) から同年 8 月 14 日 (金) まで。ただし、地域環境対策課及び港区役所にあつては日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日 (以下「祝日法による休日」という。) を、環境学習センターにあつては月曜日 (月曜日が祝日法による休日に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日) を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課及び港区役所

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第460号

事後調査結果中間報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第34条において準用する第29条の2第2項の規定に基づき、事業者から「中央新幹線 品川・名古屋間」に係る事後調査結果中間報告書（工事中）（その2）（名古屋市）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和2年7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎
名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
- 2 対象事業の名称及び種類
中央新幹線 品川・名古屋間
新幹線鉄道の建設（環境影響評価法第一種事業）
- 3 対象事業の実施予定地
起点：東京都港区
終点：愛知県名古屋市
主要な経過地：甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部
- 4 事後調査結果中間報告書の提出年月日
令和2年7月21日（火）
- 5 事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間
(1) 縦覧場所

- ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）
（名古屋市役所東庁舎5階）
- イ 名古屋市東区筒井一丁目7番74号
東区役所
- ウ 名古屋市北区清水四丁目17番1号
北区役所
- エ 名古屋市西区花の木二丁目18番1号
西区役所
- オ 名古屋市中村区竹橋町36番31号
中村区役所
- カ 名古屋市中区栄四丁目1番8号
中区役所
- キ 名古屋市中川区高畑一丁目223番地
中川区役所
- ク 名古屋市守山区小幡一丁目3番1号
守山区役所
- ケ 名古屋市中区栄一丁目23番13号
名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）
（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

令和2年7月31日（金）から同年8月14日（金）まで。ただし、地域環境対策課並びに東区役所、北区役所、西区役所、中村区役所、中区役所、中川区役所及び守山区役所（以下「区役所」という。）にあっては日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を、環境学習センターにあっては月曜日（月曜日が祝日法による休日に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日）を除きます。

(3) 縦覧時間

- ア 地域環境対策課及び区役所
午前 8 時45分から午後 5 時15分まで
- イ 環境学習センター
午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 461号

財政事情及び公営企業の業務状況の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 3第 1項の規定に基づく名古屋市財政事情の公表に関する条例（昭和39年名古屋市条例第25号）第 2条及び地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条の 2第 1項の規定により、令和 2年 3月31日現在における財政事情及び公営企業の業務状況のあらましを次のとおり公表します。

令和 2年 7月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市財政局財政部財政課

財政のあらまし

令和元年度下半期財政運営の状況

(1) 一般・特別会計歳入歳出予算の執行状況（令和2年3月31日現在）

（単位：百万円、％）

区 分	予算現額	歳 入		歳 出	
		収入済額	収 入 率	支出済額	支 出 率
一 般 会 計	1,291,223	1,098,642	85.1	970,524	75.2
特 別 会 計	1,139,989	745,420	65.4	810,396	71.1

(2) 公営企業会計（令和元年度決算・収益的収支）

（単位：百万円、％）

区 分	収 入			支 出		
	予 算 額	決 算 額	執 行 率	予 算 額	決 算 額	執 行 率
病 院 事 業 会 計	36,238	34,327	94.7	39,153	37,057	94.6
水 道 事 業 会 計	51,322	50,459	98.3	51,012	47,738	93.6
工業用水道事業会計	1,074	1,045	97.3	1,064	964	90.6
下 水 道 事 業 会 計	76,862	75,798	98.6	75,502	73,624	97.5
自動車運送事業会計	27,297	26,869	98.4	26,354	25,276	95.9
高速度鉄道事業会計	100,313	99,474	99.2	86,627	83,545	96.4
計	293,106	287,972	98.2	279,712	268,204	95.9

(3) 財産、公債及び一時借入金の状況（令和2年3月31日現在）

市有財産の現在高（公営企業分を除く）

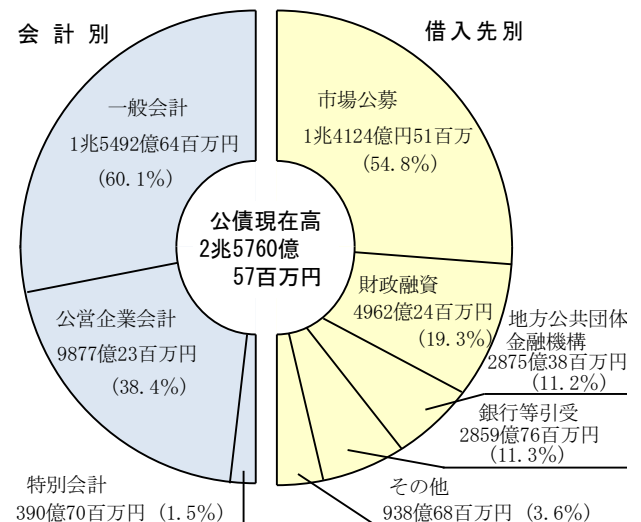
区 分	現 在 高
公 有 財 産	
土 地	87,497千㎡
建 物	10,153千㎡
そ の 他	出資による権利 235,749百万円等
物 品	7,238点
債 権	101,355百万円
基 金	263,192百万円

一時借入金の状況

（単位：百万円）

区 分	借入限度額	現 在 高
一 般 会 計	100,000	—
病 院 事 業 会 計	14,000	—
水 道 事 業 会 計	2,700	—
工業用水道事業会計	100	—
下 水 道 事 業 会 計	2,800	—
自動車運送事業会計	5,000	—
高速度鉄道事業会計	29,000	—

公債の現在高



※会計間及び基金の資金運用を含む

令和2年度当初予算の概要

一般会計：福祉、教育、土木、経済など、市政の基本的な施策にかかる経費の会計で市税などが主な財源となっています。

特別会計：特定の事業で、特定の財源によりまかなわれ、一般会計と区分して経理する必要がある会計です。本市には12会計あります。

(単位：百万円、%)

会 計 名		予 算 額	対前年度伸び率
一 般 会 計		1,254,380	0.4
特 別 会 計		1,044,717	△ 5.0
	国 民 健 康 保 険 会 計	201,660	△ 2.1
	後 期 高 齢 者 医 療 会 計	59,668	9.5
	介 護 保 険 会 計	203,883	3.5
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金 会 計	1,207	△ 2.1
	市 場 及 び と 畜 場 会 計	7,743	△ 0.6
	名 古 屋 城 天 守 閣 会 計	678	△ 82.9
	土 地 区 画 整 理 組 合 貸 付 金 会 計	320	82.9
	市 街 地 再 開 発 事 業 会 計	1,041	167.7
	墓 地 公 園 整 備 事 業 会 計	1,222	△ 9.0
	基 金 会 計	102,187	△ 17.5
	用 地 先 行 取 得 会 計	12,501	△ 3.5
	公 債 会 計	452,607	△ 7.8
計		2,299,097	△ 2.2

公営企業会計：企業の色彩の強い事業で、住民サービスを受けた人の料金で運営することを原則とした会計です。本市には6会計あります。

(単位：百万円、%)

会 計 名		予 算 額	対前年度伸び率
病 院 事 業 会 計		43,038	△ 18.2
水 道 事 業 会 計		79,756	3.1
工 業 用 水 道 事 業 会 計		1,580	△ 4.4
下 水 道 事 業 会 計		152,599	4.9
自 動 車 運 送 事 業 会 計		31,141	△ 0.0
高 速 度 鉄 道 事 業 会 計		140,924	0.2
計		449,038	0.1

令和2年7月発行 財政のあらまし（財政事情の公表）

令和元年度下半期財政運営の状況 令和2年度当初予算の概要

【問合せ】名古屋市政財政局財政部財政課

名古屋市上下水道局管理規程第28号

名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程及び名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和2年7月30日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

(名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 名古屋市上下水道局安全衛生管理規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第38号。以下「安全衛生規程」という。)第34条第2項第1号又は第2号の規定により健康診断の結果に代える受診

第2条第9号中「名古屋市上下水道局安全衛生管理規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第38号)」を「安全衛生規程」に改める。

第3条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 前条第6号の2の場合 一の年度につき1日以内(半日又は時間単位に分割して職務に専念する義務を免除されることが出来るものとし、時間単位で免除される場合にあつては、1日をもって当該職員の1日当たりの正規の勤務時間(1時間に満たない端数があるときは、1時間に切り上げる。以下同じ。))とする。)で必要とされる時間

第3条第1項第4号の2中「(1時間に満たない端数があるときは、1時間に切り上げる。以下同じ。))」を削り、同条第4項中「免除」の次に「(別に定めるものを除く。))」を加える。

(名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第22条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 名古屋市上下水道局安全衛生管理規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第38号）第34条第2項第1号又は第2号の規定により健康診断の結果に代える受診

第23条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 前条第3号の2の場合 一の年度につき1日以内（半日又は時間単位に分割して職務に専念する義務を免除されることができるものとし、時間単位で免除される場合にあつては、1日をもって当該職員の1日当たりの正規の勤務時間（1時間に満たない端数があるときは、1時間に切り上げる。以下同じ。）とする。）で必要とされる時間

附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程及び名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の規定は、令和2年4月1日から適用する。

名古屋市上下水道局管理規程第29号

名古屋市上下水道局職員の育児休業等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月30日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第4条第1項中「達するまで」の次に「（名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号。以下「会計年度勤務時間規程」という。）の適用を受ける職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては、3歳に達するまで）」を加え、同条第3項中「前項の場合において、」を削り、「又は第13号」を「若しくは第13号の規定又は会計年度勤務時間規程第22条第4号、第8号若しくは第10号」に、「は、1日を通じて2時間から当該職免の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする」を「については、前項中「2時間」とあるのは「2時間から職免を受けた時間を減じた時間」と、「5時間45分」とあるのは「5時間45分に職免を受けた時間を加えた時間」と読み替えて、同項の規定を適用する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「範囲内」の次に「（会計年度任用職員にあつては、1日を通じて当該職員の1日当たりの正規の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員は、部分休業をすることができない。

- (1) 引き続き在職した期間が1年以上である会計年度任用職員
- (2) 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上あるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの

附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の規定は、令和２年４月１日から適用する。

名古屋市交通局告示第6号

「地下迷宮に眠る謎2020」専用バス・地下鉄全線一日乗車券 の発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）
第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭
和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、
「地下迷宮に眠る謎2020」専用バス・地下鉄全線一日乗車券（以下「地下
謎バス・地下鉄全線一日乗車券」という。）を次のように発売します。

令和2年7月31日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

1 発売対象者

「地下迷宮に眠る謎2020」謎解きキット購入者に対して発行します。

2 料金

620円

3 有効期間

令和2年8月1日から同年11月1日まで

4 発売枚数

10,000枚（ただし、「地下迷宮に眠る謎2020」謎解きキット1
セット購入につき1枚の発売とします。）

5 発売場所

各乗車券発行所並びにオアシス21iセンター、名古屋市金山観光案内所、
名鉄観光名駅地下宝くじセンターぴあ窓口（B1）（名古屋）及びナゾ・コ
ンプレックス名古屋（矢場町）とします。ただし、必要に応じて他の場所でも
発売することがあります。

6 使用条件

地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券は、1枚で大人1人が有効期間内の使用日1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

7 発売期間

令和2年8月1日から同年11月1日まで

8 料金の還付

- (1) 地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金の還付は、「地下迷宮に眠る謎2020」謎解きキットが付属しており、未使用の場合に限り、各発売場所での取り扱い、その期間は令和2年11月1日までとします。
- (2) 地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。

9 不正使用

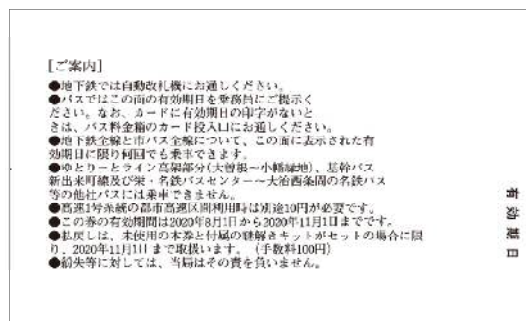
地下謎バス・地下鉄全線一日乗車券の不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

10 様式

(表)



(裏)



名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局告示第7号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

平成23年名古屋市交通局告示第20号（料金等徴収事務の委託について）の一部を、令和2年8月1日から次のように改正します。

令和2年7月31日

名古屋市交通局長 河野和彦

表株式会社名古屋交通開発機構の項第1号ケ中「第1号」を「第6号」に改めます。

表公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローの項第5号中「第1号」を「第6号」に改めます。

表ラグナスイート名古屋ホテル&ウェディングの項中「ラグナスイート名古屋ホテル&ウェディング」を「株式会社エスクリ」に改めます。

表日東エフシー株式会社の項及び株式会社ローズコートホテルの項を削ります。

表近畿日本ツーリスト中部株式会社の項の次に次のように加えます。

株式会社ジェイアール東海ツアーズ 名古屋市中区錦三丁目12番13号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
--------------------------------------	---

表名鉄観光サービス株式会社の項第4号中「第1号」を「第6号」に改めます。

表株式会社SCRAPの項中「第1号」を「第6号」に改めます。

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5条第 1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 7月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス中丸店

名古屋市北区中丸町 2丁目23番 ほか 6筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 3年 3月14日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,552平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

72台

(2) 駐輪場の収容台数

25台

(3) 荷さばき施設の面積

46平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

15.0立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)コスモス薬品	午前 9時00分	午後 9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8時30分から午後10時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和 2年 7月13日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

北区役所情報コーナー及び西区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 7月28日から同年11月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定め

る条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 11 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年11月30日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 2年 7月28日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1484号	㈱愛水設備	山岡 正征	愛知県一宮市南小渕 字中崩72番地 3	令和 2年 6月17日
第1488号	スギウラ セツビ	杉浦 健次	三重県津市藤方1514 番地サニー藤水 301	令和 2年 6月17日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 2年 7月28日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1404号	(株)VIP クリエイト	加藤 良和	名古屋市中川区松重 町 3番10号	令和 2年 6月17日
第1428号	日化メン テナンス (株)中部支 店	戸井 信一	名古屋市名東区上社 四丁目 128番地	令和 2年 6月30日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 7月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール名古屋茶屋

名古屋市港区西茶屋二丁目11番

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
イオンモール(株)	代表取締役 吉田 昭夫	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	変更なし	代表取締役 岩村 康次	変更なし

3 変更の日

令和 2年 3月 1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 2年 7月 9日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 7月29日から同年11月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年11月30日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課